

第17回行政減量・効率化有識者会議 【議事要録】

総人件費改革に関する議論について、議事要録を公表します。

日時：平成18年5月30日（火）10：00～11：40

場所：総理官邸4階大会議室

出席者

中馬弘毅行政改革担当大臣

〔委員〕

飯田亮（座長）、逢見直人、翁百合、小幡純子、樫谷隆夫、菊池哲郎、富田俊基、船田宗男、宮脇淳の各委員

〔内閣官房〕

坂篤郎内閣官房副長官補、松田隆利行政改革推進事務局長、橋口典央行政改革推進調整室長、上田紘士公務員制度等改革推進室長 ほか

主な議題

北海道開発関係に係る検討状況（事務局）

最終取りまとめについて（討議・決定）

【議事要録】

座長 それでは、ただ今から「行政減量・効率化有識者会議」の第17回会合を開催いたします。

本日も御多用中御参集いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、朝倉座長代理、高原委員、森委員は御欠席です。

本日は、中馬行政改革担当大臣に御出席いただいております。中馬大臣からまずごあいさつを頂戴したいと思います。

中馬大臣 おはようございます。早朝から御苦勞様でございます。

皆様方には本当に精力的に御議論いただきまして、会合を重ねていただきまして、本日がいよいよ行政機関の定員純減に関する最終取りまとめを決定していただくこととなります。先週、座長と一緒に小泉総理のもとに行きまして、定員純減の検討状況を報告いたしました。その際、総理から有識者会議の御努力に感謝するといった旨の発言がございましたので、まずお伝えをいたします。

今国会では御承知のとおり、先週金曜日に行政改革推進法が成立をいたしまして、長丁場ございましたけども、ようやく成立いたしました。しかし、これは総まと

めでも何でもなくて、私はこれからが改革の始まり、スタートだと思います。これを実施に移すために、各個別法等のことで、また関係省とやり合わぬといかぬ問題もございませう。

そういうことで、スタートだと認識いたしておりますが、この行革の方針が法律上明確に規定されました。定員純減につきましても、5%以上と明確にうたわれているところでございませう。

皆様方におかれましても、本日も幅広い見地から、自由闊達な御意見を頂戴いたしまして、最終取りまとめをよろしくお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

座長 どうもありがとうございました。

(報道関係者退室)

座長 それでは、議事に入ります。

本日も前回に引き続き、最終取りまとめ案について意見交換を行い、決定まで行っていきたいと思ひております。それに先駆けまして、まず北海道開発関係についての国土交通省の検討結果について事務局から説明いただき、併せて最終取りまとめ案についても、説明をしていただきます。

事務局 北海道開発関係の経緯につきまして、若干言及をさせていただきます。4月28日の当会議において、国土交通省から、北海道開発関係の見直しとして、861人の定員純減をしたいというプレゼンテーションがありました。

これに対して、当会議からも踏み込みが足りないのではないかという御指摘をいただきまして、事務局からも再三にわたり、もう少し踏み込んだ検討をお願いしたいと伝えてきたところです。

5月後半になりまして、大臣からも総理とお打ち合わせいただきまして、その辺のいろいろな考え方を踏まえた上で、最終的に先方としても上積みが必要だということをお伝えした結果、本当に昨日ぎりぎりになりましたが、昨日の午後3時半ぐらいに、最終的に北海道開発関係の純減数を1,003人としたいという回答がございました。国会の中でいろいろ議論になることもありますし、与党などの根回しも必要かと思ひますので、時間を要したのもやむを得ないことと思ひますが、そういう経緯で最終的に答えが出てまいりました。内容についても、いろいろ議論あるかと思ひますが、国土交通省の最終的な提案の中身については、別の者から御説明します。

併せまして、本日は最終的な報告書の取りまとめになりますので、これにつきましても、説明させます。

続いて雇用調整本部の関係ですけれども、御案内かもしれませうが、昨日の夜、政府と連合との協議の席がありまして、その場で政府側から1つの提案を行い、これに対して一応分かったということになりましたので、その辺のことも含めて、こ

れは別の者から御説明します。以上、お聞き取りの上、御審議をよろしく願います。

事務局 それでは、私の方から大きく2点について御説明を申し上げます。

1つは、昨日国土交通省から出てまいりました北海道開発関係の見直しの結果について、主として資料1の関係です。

続きまして、最終取りまとめの案ということで、案の全体について資料2を中心に御説明を申し上げます。

まず、北海道開発の関係です。資料1の1ページが回答文そのものです。

2ページの方が分かりやすいと思いますので、そちらの方をお開きいただきますと、4月末の会議の場で説明があった事柄に加えて、最終的に見直しの結果、根っこから数え上げれば計1,003人、4桁の大台にのる数として、純減目標数を整理したという報告がきております。

1,003人の内訳については、「組織体制・業務処理体制の見直し」が355人、「民間委託の拡大」で400人、開発建設部の統合、これは札幌市内にある2つの開発建設部を統合することで50人、また現在法案が国会に提出されている道州制特区の関連の事務事業の移譲に伴い60人、そして、最後に防災・技術センターが中心ですが、それ以外の開発建設部が行っている技術開発関連業務を幅広く洗い出して、現在既に非公務員型の独法になっている土木研究所に移管するものが計138人で、以上を足し合わせますと、1,003人という内容です。

以下は、それぞれの事項について、内訳の見直しの内容をそれぞれの人数とともに整理をしています。

前回からの異同についてみると、「組織体制の抜本的見直し」が4人ほど追加され、また、防災・技術センターを中心とする「技術開発関連業務等の(独)土木研究所への移管」ということで、138人が追加されています。これが、4月28日の会議の報告事項からの主な異同です。以上の点も含めて、現在の約6,300人の体制について、国土交通省としてゼロベースで見直した結果を積み上げてきたものが1,003人であると、同省からはこのような説明を受けています。

続きまして、資料2、最終取りまとめの案について、全体を御説明します。実は前回以降の最も大きな進展は、各論の「iii)北海道開発関係」でした。そこで、右上に「最終取りまとめ案P5関係」と題して、北海道開発関係に伴う変更点を抜き出したものを急遽整理をしました。

まず、北海道開発関係についての主な変更点を先に御説明いたします。各論編のところ、北海道開発関係については、これまで最終的な回答がないということで、空欄にしていたものが、5ページの関係です。

上の方の「ア 国土交通省による業務見直しと定員合理化の内容」というのは、先ほど御説明申し上げた国土交通省の回答の内容を、ほかの事項と同様の書き方を

して、整理しています。次に、「イ 有識者会議としての指摘」です。これまでの御議論の内容を踏まえ、引き続き残る中長期的な課題としてあり得るものは、現在計11ある開発建設部のうち、札幌市内の2つについては統合の方針が明確にされましたが、残る「開発建設部について、今後とも統合による組織のスリム化等の体制の見直しを検討すること」という、これまでのこの会議の議論を踏まえると、なお指摘をすることがあり得る部分かなと考えまして、案として字を置いています。

次のページですが、先ほども説明の中で触れましたが、北海道開発関係の中で、結果として、防災・技術センター及び開発建設部における技術開発関連業務というところで、非公務員型の独法化の部分があります。最終取りまとめ案の総論の方の部分ですが、独法について触れただりのところで、非公務員型の独法化について結論が得られたものを列挙している部分がありますので、ここを改める必要があります。

なお、後ほど資料2の方で見ていただきますが、これまで「検討を要請したのは」として検討を要請した対象を列挙していましたが、北海道開発関係まで注を足しますと、随分長くなりますので「結論が得られたのは」ということだけに記述を絞って、簡潔に書くことで短くしています。

北海道開発関係については、その後ろの方に付けている一覧表においても「各省の業務見直しと定員合理化計画の内容」の「1,003人を純減」して新しく書き直しています。また、先ほども触れたように、「開発建設部について、今後とも統合によるスリム化等の体制の見直しを検討」といった指摘事項も含めて、他の事項も同様に整理をしています。

以上が最終取りまとめの案及びその概要一覧表について、北海道開発関係を反映させた部分です。

引き続きまして、資料2の本体の方で、北海道開発関係以外の最終取りまとめ案について御説明します。前回会議以降に御意見をいただいて修正した主な点を紹介させていただきます。

資料2ですが、先ほど大臣も挨拶の中で触れていましたように、行政改革推進法が成立したということで、総人件費改革も法定事項となりました。この点をこれまでは明確に書いていませんでしたので、そこを付け加えているのが冒頭近くの部分です。

2ページですが、(2)の見出しについて「事務事業の見直しの意義」という言葉は、なかなか意味がとりづらいという指摘がありまして、「総人件費改革における」という限定句を付して、意味をより明確にしたのが変更点です。

3ページですが、注が2つあります。そのうち、上の方の注で、従前注の末尾のところ近くに「より民間に準じた経営努力を促すことができる仕組み」といったこ

とを書いていましたが、「より民間に準じた」という事柄の意味合いを明確にするように、もう少し具体的に書いてはどうかという御意見を頂きまして「効率性を高め低コストで事業が実施できるように」と、より具体的に書き下しています。また、「民間に準じた」ということについては、「経営努力」というよりは「業務運営」という方が適切かというので、ここも直しています。

下の方の注のすぐ上のところですが、前回の会議で、各論の中で特別会計改革などに関連して、独法化の検討をすべきと言ったり、言わなかったりしているが、その違いをどう整理するかという御意見がありました。その関係では、もともと「政府のあらゆる業務について不断の見直しを行い、政策の実施に当たる業務について、引き続き非公務員型の独立行政法人化について検討を行うことが望まれる」と、一般論として書いていたところです。しかし、もう少し踏み込んでいいますと、既にある行政改革の重要方針などの閣議決定において、独法化の検討をするというスケジュールが組まれているものが多々あります。そこで、独立行政法人は非公務員型が原則であるわけですから、そういったものについては、単に独法化の検討を行うのではなく、非公務員型の独法化について検討する必要があるということで、有識者会議のこれまでの議論で触れているかどうかという経緯論とは別に、全体として物の考え方を会議としてきちんと示していただければいかがかということで下の方に書き加えています。

4ページについては、事務的なチェック漏れでしたが、2の大きな見出しのところ、これまでは「有識者会議における検討状況」としておりました。今回は、最終取りまとめですので「有識者会議における検討結果」としています。

その次のところは注意書きで、「共通事項はいちいち書いていない」という趣旨を書いていたのですが、単に「除いている」というだけでは指摘したことになりませんので、共通事項についての指摘を本文として書くように改めました。

6ページになりまして、各論に入ります。ハローワークの関係については、前回の会議で、条約の解釈の在り方について御意見が出たところを踏まえまして、の2行目を「条約との整合性を検討しつつ」という表現に変えています。また、については、雇用保険三事業について「抜本的な」ではなくて「徹底的な」が閣議決定の文言でしたので、それに併せて「廃止を含めた徹底的な見直し」と変更しています。

7ページは社会保険庁の関係です。これについては、社会保険庁のヒアリングの際の議論でも、業務フローの見直しを含めて仕事のやり方を見直し、改善をしていただきたいという御議論がありました。しかし、昨今の動向にもかんがみ、より明確に書き込んだ方がよいのではないかという御意見をいただきまして、それを踏まえて修正をしています。会議の議論の内容を、より明確に字にしたということです。

10ページは、見出しがちょっと見づらいですが、これは「i) 登記・供託関係」

について事務的に記述を圧縮する努力をしました際に、内容のあるところを間違っ
て消してしまっていましたので、その点を戻したのが変更点です。

事務局 「3 配置転換、採用抑制等の枠組みについて」は、最終取りまとめと
しては14ページのとおり、これまでの会議での御議論、御意見等を踏まえて、記
述しております。

この会議におきましては、3月31日の行政改革推進本部了承について御報告して、
そこまでございましたけれども、これにつきましては、今日、委員からも席上に
御意見をいただいているところもあります。

先ほども説明がありましたとおり、ちょうど昨日、国家公務員雇用調整本部につ
きまして、連合との政労協議におきまして、中馬大臣から御説明したところでござ
いますので、それについて御報告したいと思います。

1つは本部の構成員について、内閣官房長官を本部長、行革担当大臣と総務大臣
を副本部長、各省の副大臣等を本部員とする政府全体としての体制をつくるという
ことです。

また、地方における取組を推進するために、この本部の下に地方推進協議会を各
ブロックごとに設けるということです。

本部の設置は、国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画とともに、
政府として決定をする予定です。今後、本部において各年度の実施計画を策定する
こととし、初年度である平成19年度に係る実施計画は、本部の設置後速やかに決
定することにしたいということで、今後の取り進め方についても併せて提示したと
いうことです。

これにつきましては、連合の方からは内閣総理大臣を本部長にできないかというこ
とで御提案をいただいていたのですが、それがかなわなかったのが残念ではあるけれ
ども、政府として非常に努力をいただいて、その努力は多とすると、これからも実
際の取組について、組合と連携をとって進めてほしいという所感がありました。

事務局 事務局からの説明は以上です。北海道開発関係、続いて最終取りまとめ
の全体について御説明をさせていただきました。

座長 北海道開発関係の定員削減については、総理の御指摘を踏まえて、中馬大
臣におかれては特段の御努力と、大変な御苦勞をいただいたと思います。

ただ今事務局から説明のあった国土交通省の回答内容について、委員の皆様方か
ら御意見を頂戴したいと思います。私としましては、総理の御意向を踏まえて、中
馬大臣の御努力の成果でもありますので、基本的にはこの回答を了解することを前
提として御議論をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、御意見、御質問をよろしく願います。

委員 今回の結果については、非常に御努力いただいた結果だと思いますので、人
数的なことについては、こういうことでと私は思いますけれども、有識者会議とし

での指摘事項のところですけども、この場でも少し議論があったかに覚えているのですが、北海道庁との縦割りの行政執行の克服ということに努力すべきとか、この問題は北海道開発のところでも道州制特区ですとか、そういうものもありますし、どうしても開発建設部等の見直しということになりますと、北海道においてはそういうことを一体の問題として取り組まないと進まない問題ですので、もし可能であれば、そういった指摘をしたいと思います。

委員 同意見です。結果は結果として、1,000人ちょっとということをやむを得ないと思いますが、有識者会議としての指摘が、開発建設部についての指摘だけというのでは、ほかと比べても少ない感じがします。

道州制特区の関係では60名、これは法案が出ている話なので、なかなかこれ自身としては難しいのかもしれませんが、やはり他の委員が再三おっしゃったように、ここでも二重行政で、本当はもう少し効率化できるのではないかと大分意見が出ていましたので、特区法の方は置いておくとしても、さらにとりか、どのぐらいの書きぶりにするかはともかく、道庁との二重行政の非効率を更に改善するためとかという文章は、是非入れていただいた方がよろしいかと思えます。

委員 私も同じ意見です。この見直しを見ていますと、本当に努力をしていただいたと思うのですが、あくまでも北海道開発局の中での整理なんですね。一部道州制特区が入っていますけれども、ただしそれは60名ですので、急いでできなかったというのはよく分かりますが、今後はやはり北海道との関係の整理をもっとしていかないと、本当の意味で北海道が強くなるのではないかと思います。これは北海道を弱くするのではなくて、強くするために、もっと思い切って北海道と開発局との関係を進めていただきたいと思います。重複しているところとか、また抜けているところもあるかも分かりませんので、その辺をもっと大きく見直すということをごどこかに書き込めると、非常にいいのではないかと思います。

座長 今の件に関しまして、ほかに御意見ございますか。中馬大臣、どうぞ。

中馬大臣 私どもも北海道選出の議員の方々とのいろいろなやりとりの中で、この部門をこちらに移すとか、それだけのことでなかなか難しいといった話ではなくて、せっかく北海道の道州制特区という問題が法案としてできているわけですから、それを総合的に考えて、道庁と完全にダブっているようなこともあるのではないかとこの話をいたしました。むしろ、総合的に自ら積極的に、これはこのぐらいの数でいけるはずだと伝えてくれと提言してもらってはどうかとか、私は北海道選出の方々に言ったこともございます。

ですから、委員の皆様のそうした御意見があれば、ここに1つは今後の課題として、そういうことを書き込むことといたしますか、併せて検討していくこと、そして効率化を図るといったようなことは記述してもいいのではないかと思います。

委員 皆さんは道州制特区のことを御指摘になられたんですけども、それより

も、私はむしろ各開発建設部における道路とか河川とかの事業区分がそれぞれ別個になっていて、国における公共事業の縦割りを打破していくような、そういうものがないと、なかなか削減とか効率化といっても、限界があるわけだと思います。今回4けたにのったということは、皆さん同様私も評価します。

課題としましては、そうした国と地方の話よりも、むしろ有識者会議としては、国の行政についての効率化という観点をより重視する、より公共事業の縦割りのな執行体制の見直しの突破口になれば理想的だろうと存じます。

委員 今の委員と私も同じことなのですが、ただ、道の方になれば、普通はそういう縦割りは比較的に入らないという状態にもなるというメリットも同時にあるのですね。道州制特区法をいうのではなくて、もう少し大きくとらえた書き方をしたらよいのかもしれないと思います。こちらとしては、特区法が足りないという言い方をしているわけではないので、大臣がおっしゃったように、総合的にもう少し進められるのではないかといいと思います。

座長 ほかに御意見ございますか。

大体御意見が出そろったような気がします。事務局いいですか。事務局の方で御意見のところを急いで取りまとめていただいて、各委員のところへ案をお送りください。割合重要な観点だと思うので、ファックスでも何でも送っていただいて、御了解を得た方がいいと思います。その方がよろしいですね。

事務局 ほかの御議論をいただいております際に、よろしければ一案をつくりまして、御相談をさせていただければと思います。

座長 それで結構です。

委員 北海道については、ほかの委員がおっしゃるとおりで、私もこれはシンボリックな問題だと思います。総理の発言を含めて、テレビまで動員されて、国民にとっても象徴なので、今の各委員の御指摘の部分を是非入れておいていただきたいと思います。

そうすると、今の時点で全体は幾つ純減になり、何%になったのか、全体の数をちょっと教えていただけますか。

事務局 概要の表がありますので、それをご覧いただくのが、一覧性があるかと思いますが。

各事項を通じて、多くのものについては、純減の数が整理できてきていますが、一部について、例えば、行刑施設はそもそも定員の問題になりませんでしたけれども、登記とか気象庁などについては、純減と書いてある場合もありますが、純減の全部の数について整理ができていないということがあります。

閣議決定では、厳格な定員管理、先日御説明をお聞きいただいた行政管理局が担当している部分を含めて、5年5%、1万1,600人以上ということにして、私どもも政府決定に向けて、いろいろ数字のシミュレーションをやっていきます。その結果

5%は確保できたと考えていますが、政府全体とした場合には、要合理化部門以外の部門、つまり、治安、安全・安心などの部門も含めた上で、政府全体としての計数整理をする必要があります。その際には、それぞれの事項について、いわゆる定員管理の部分が計幾つになるのかを確定しないと、足し算の都合上整理がつかないという面がありまして、最終的な計数整理はまだできていない状況です。

いずれにしても、いろいろな計算をしてみても、5%は確実に確保したと考えていますが、今、最終的に何人ぐらいというのはまだ整理ができていないというのが実情です。政府決定までにきちんと整理したいと考えています。今回の最終取りまとめでこの会議の手は一旦離れますけれども、各委員に何らかの形できちんと御報告を申し上げたいと考えています。

座長 今の事務局の説明は、5%は確保したけれども、総体的な人員については、精査してみなければよくわからないと、これからの増員だとか何とかもあるということですか。

事務局 政府全体ということになりますと、ここの15事項に要合理化部門以外の分も含めて、最終的に整理をしないといけないことになります。その部分も含めての整理は、これは内閣官房だけではちょっとできませんで、各担当省及び総務省行政管理局ともきちんと頭合わせをした上でないと、責任ある数が整理できないということなんです。

事務局 要するに、定員管理分との間で取り合いをしているような格好だと思えます。マックスなもので大体2万人ぐらいですけれども、そこから定員管理の部分を引いていかなければいけない。しかし、1万1,600がミッションですから、これは必ずできるという見込みです。

委員 数字にこだわるわけではないのですが、北海道開発関係も4けたにのったということですし、全体の純減数についても、そういう意味で5%よりどのぐらい上になるのかというのは、非常に関心事なものですから、精査した上で教えていただきたいと思えます。

事務局 閣議決定をするときには、数字を入れて出さないといけないものですから、そう遅くない時期にお示しできると思えます。

委員 今の件ですけれども、我々は重点8事項についていろいろ審議いたしましたので、8事項についての対象人員はこれだけで、削減数はこれだけということは、やはり高らかにうたう必要があると思えます。全体で5%といたら、それこそ年に1%だということですがけれども、この8分野については、すごい改革をやったわけですから。事項によっては、半減に近いのではないですかね。

座長 重点8事項で、どのぐらいのパーセンテージにいらっているんですか。

委員 だから、後ろから2ページですね。これで見れば結構大きいですね。2割、3割はいらっているのではないですか。

座長 そのような気がしますね。その点の計算はどうか。

事務局 今、委員から重点8事項ということでは言われましたけれども、全体を通じて、先ほどの一覧表の15事項を足しますと、純減、削減といろんな数がありますが、単純に足し上げますと2万ぐらいの数になります。ただ、私が申し上げましたように、そこからいろいろな要素を引いていかなければいけませんので、政府全体の削減数が2万であるという関係には立たないということです。

事務事業の見直しということで、こういったものを純減していくんだという方針を、ほぼ会議の結論としてお出しいただいたということだと思いますが、先ほど別の者から申し上げましたように、実施に当たっては、配置転換で人を具体的に動かすという方策を付けませんと、最終的に定員が落ちないということですので、その面の努力が必要になります。

事務局 性格の違う数字があるものですから、事務方もちょっと迷っておりまして、例えば行刑施設は全体で見ると、行刑部門がどれだけ減ったのというのは出せないわけです。ただ、この会議の成果として、増員の抑制ができたのはここに書いてある719ということなんです。その数字を単純に足すと、どれだけ純減したのというのには合わないの、どれを使ったらいいかということになります。だから、アイテムごとの成果というのは、ここに書いてあるとおりでいいのですが、足し上げるということが、若干理論的には整合性に欠けてくるということだと思います。

委員 分子分母はきちんとやらねばなりませんけれども、ただ、座長がいろんなところで御意見を求められたときに、やはりまとめたものがあつた方が当然私はいいと思います。

座長 それがないとこれは非常に話がしにくいところがあります。

事務局 割合的にはこの8事項の左の定員と合理化の人数を、単純に足し上げれば、かなり大きく出てくると思います。

事務局 今、単純に計算しましたら、8事項で26%です。これは最終取りまとめ用の概要の表で、分子、分母の数を単純に足し上げると、約26%になります。

委員 ただ、その中でいわゆる独法関係にどのぐらい回ったかということも、概略を頭の中に入れておく必要があると思います。

委員 有識者会議では、減らすことに主眼を置いてきたわけですね。だから、その成果がどうだったのかということは、ちゃんとしておいてもらいたいですね。

座長 そうだと思います。その辺がどうもよくわからないんです。概略でもいいので、お願いします。

そうすると、この中で独法分は、7,000ぐらいでしたかね。

事務局 独法については、私たちが試算したものがあつまして、独法という特定の切り口ということになると、いろんな切り口で見直しをした結果を母数に持ってくるのが自然ですので、これも概数ですが、全部足し上げて約2万という数を先ほ

ど申し上げました。そのうち約7,800というのが、非公務員型独法化です。

座長 7,800ですか。

事務局 7,880ぐらいだったと思います。最終的に配置転換があり得るような純減との比を出しますと、1対1.5以上となります。独法化を1とすれば、5割以上多い数がいわゆる純減、非公務員型独法化以外の純減であり、1.5を超えているという見方ができると整理をしています。

委員 最初ゼロ回答とかから始まったわけだから、よくやったというのは言っていないのではないですか。

この最終取りまとめは近々に外に出るわけですね。

事務局 取りまとめができれば、本日もと考慮でございます。

委員 そうすると、てらうわけではないんですけども、プレスというのは、社会保険庁のところを見るとと思います。何といたっても焦点になっているわけですから。それでこれを見ると、何か優しいなという気がしないでもないんです。だから、ぐらいで、あるいは表現で何かもうちょっと厳しく指摘することが一言あってもいいような気がします。どうでしょうか。

座長 今は渦中なので、なかなか言いにくいところもあるんですね。

委員 その割には、その後2、3日とか1週間の激変が全然反映されていないという感じがします。

座長 話は違いますが、ハローワークのところ、「国がセーフティネットの機能を維持するとしても、社会経済情勢の変化に応じて、条約との整合性を検討しつつ」という書き方でよろしいですか。

委員 これで結構だと思います。

事務局 社会保険庁についての御意見のところ、現行の「業務フローの見直し」というのが会議で議論していただきましたときのキーワードですので、そのように字を置きましたが、もう少し意味合いを込めて書くための工夫とするならば、例えば「ii)食糧管理関係」のところ「仕事のやり方自体を見直すなど」という表現を使っています。それを仮にここにも当てはめると「新組織の発足後も、事業運営の効率性等を厳しく評価しつつ、仕事のやり方自体の見直しを含め、不断に改革を進めていくこと」としますと、割に客観的な業務フローという言葉より、少し踏み込んだ意味合いが込められるかなと思います。

座長 少し気持ちが入りましたね。

事務局 今、社会保険庁で話題になっているのは、コンプライアンスの問題なので、要するに法律違反をやっているというのが一番の問題なんです。だから、コンプライアンスとかをとかどこかに書けばいいのではないですか。「新組織発足後も」ではなくて、実は今からだけれどもね。

事務局 改革を急ぐということですね。

事務局 コンプライアンスの遵守、強化なども含め改革を急ぐと。これは とかにして、書いてしまえばいいのではないですか。

座長 そうですね。コンプライアンスですね。

事務局 というのもあるんだから、別に2つではなくてもいいんですね。コンプライアンス強化も含め改革を急ぐとか、 に1行ぐらい書いておけばいいのではないですかね。

委員の御趣旨は、そういうことではないですか。

委員 そうです。何か何も無いのはね。

事務局 一番最初の に書いたらどうですか。

事務局 もう一つの件ですが、委員がおっしゃったのは、さっきからつらつらながめていたんだけど、確かに最終取りまとめの中で、重点8事項ないし追加事項もあるんですけども、単にただ減らすというのではなくて、仕事の内容にわたって減らすということを、8事項及び追加検討要請事項において、この会議としては一生懸命やったのであると。その成果は、何人であったというような表現を、一番最初の頭かどこかに書いておいた方がいいということでしょうか。

中馬大臣 数だけではなくて、行政機構の改革に踏み込んでいるわけですからね。

事務局 つらつら見ると、確かに余りそういうことが書いてないんです。

座長 そうですね。冒頭のところに持ってきた方がいいかもしれないね。

事務局 冒頭がいいかもしれませぬね。

最初のページの第2パラグラフの「『行政減量・効率化有識者会議』（以下『有識者会議』又は『当会議』という。）は、国の行政機関の定員の純減に向けた個別具体的な取組を検討するため、内閣総理大臣の委嘱を受け、本年1月末に発足した」から、当会議としては、さっき言った仕事の中身を見直すといったことまで含めてやるために、主としてそういった需要の要素が大きそうな重点8事項及び追加検討要請事項について、集中的に検討したということを書けばいいのではないですか。ここに発足以来云々と書いてありますね。ここにちょっと書いてあるから、そこを8事項とか10数事項とか、少し直せばいいのではないですか。

座長 そうですね。それでよろしいですかね。

委員 はい。

委員 本来ならほかの人が苦勞するところを、重点8事項が荷物を背負ったというニュアンスはどうですかね。

事務局 そういう役割分担であって、この会議ではどの辺が一番きちんとした業務の見直しというのまで必要かというのを、まず選定したわけですからね。

委員 「官庁営繕関係」とか「国土地理院関係」は「この業務について非公務員型独法化がなじまないと判断をしたものではない」ということだけが書いてありますが、それだけではどうかなと思います。もう少しいろんなことをほかにもいった

と思いますので、ちょっと気になりました。もう少し業務の縮小とか整理とか、そういったことも指摘したように思います。この2つがすごくさらっとしていて、どうかなと感じます。

事務局 官庁営繕関係と国土地理院関係ですか。

委員 そうです。

委員 なるほど。独法化の話だけが書いてあって、ほかのことは何も書いてないと。

委員 独法にできるのではないかという指摘をし、それが結果として結論を得るに至らなかったのも、多分こう書いたのだらうと思いますけれども。しかし、これだけだと何かこれでよいというような雰囲気になりますね。

委員 これを書いた方は、頭の中にみんな入っているからぱっとこれだけの項目でいけるけれども、読む方はそうはいかないです。

事務局 この間の御意見で、やや中長期的なとか、あるいは一般的な御意見もあると思いますので、それを至急整理します。

座長 そうですね。これは工夫してください。検討してください。

事務局 はい。

委員 業務の見直しをもうちょっといろいろ書くべきです。

座長 ほかに御意見ございますか。結構直しができましたね。

では、休憩をここで入れます。その間に指摘のあったところを整理して、修正案を説明してください。

事務局 頭書きと社会保険庁の関係、北海道開発の関係、それから今の2点の合計5点ですね。

座長 そうです。

(休 憩)

事務局 それでは、逐次になりますが、用意が出来たものから説明申し上げます。

座長 結構です。

事務局 まず、北海道の関係は「最終取りまとめ案P5関係」の資料の「イ 有識者会議としての指摘」のところで、原案は が1個あります。開発建設部についての検討について述べています。これが1つですが、その下に新たに をつけ加えて、「北海道内の開発行政に関して、実施主体別や事業種別ごとの縦割りを排して、総合的かつ効率的な事業の実施に努めるべきである」というのを加えてはどうかと思います。

委員 「考える」というのは、要らないのではないですか。いろいろルールがあるんですか。

事務局 具体的に政府の方に特定のアクションを求めるものについては、「何々すること」という形で言い切っています。これに対して今の部分は、余りに基本的

な物の考え方なものですから、具体的なアクションとして必ずしも整理ができませんので、これは会議として厳しい認識を示していただいた項目ということになります。このように会議としての認識を示す部分については、他と紛れの遺漏のないように「考える」ということを、ほかの事項でも入れていきますので、ここについても入れさせていただいた方がよいと思います。

事務局 それでは、これはこのようにさせていただきます。次に社会保険庁関係ですが、資料でいいますと、7ページの中ほどですが「イ 有識者会議としての指摘」の、を、に繰り下げて、新たなの前にとして、「社会保険庁改革を急ぎ、現行の業務フローの見直し、法令遵守の強化も含め、仕事のやり方自体の改革を早急に進めること」といたしました。

これに伴い、旧案の、新しいのうち「現行の業務フローの見直しを含め」というのは、先ほどのところに吸収されるということで削ります。業務フローを二度は言わないということで、一度でよろしいかと思えます。

座長 さっきコンプライアンスの話がありましたが、どうなりましたか。

事務局 「法令遵守」ということにいたしました。

座長 結構です。

事務局 その次に、総論の一番最初の1ページ目のところですが、重点事項の関係ですが、これはちょっと読みにくいかもしれません。

座長 読み上げてください。

事務局 第2パラグラフですが「『行政減量・効率化有識者会議』（以下「有識者会議」又は「当会議」という。）は、国の行政機関の定員の純減に向けた個別具体的な取組を検討するため、内閣総理大臣の委嘱を受け、本年1月末に発足した。当会議としては、発足以来、業務の大胆かつ構造的な見直しを行うこととされた重点8事項及び追加検討要請事項について、仕事のやり方自体を見直すことを含め、関係各省から集中的にヒアリングを実施し、3月30日には中間取りまとめを行った。その後」として、以降は同じです。

座長 これでいいですか。

委員 こういうことなんですけれども、私に関心を持っていたのは、やはり8事項で現定員何人中何人の削減を提言したとか、そういうのがあった方が分かりやすいということなんです。

事務局 そうすると、単純にさっきのものを足し算しますか。8事項に関して、要するに単純加算しますと、本当は定員の純減数とはちょっとずれがありますが、それなりの削減を提案したということにしますか。

委員 そこはむしろ4ページの「2 有識者会議における検討結果」の方に、書いてもらったほうがよいと思います。

委員 そうだと思います。

委員 資料2の4ページの最初の3行は「有識者会議としての指摘は、以下の(1)及び(2)のとおりである」としか書いていないので、単純足し算がいいかどうかというのはあると思いますが、ここにこうなったというのを入れたらどうかと思います。

事務局 会議としておまとめいただく文章ですので、御議論の結果ということでは字を置いていただければ結構であると考えますけれども、やがて政府の方できちんとした計数整理をして、数を確定することになります。それと違う何らかの単純計算というのを会議の最終取りまとめの文中に書くのが後々よろしいのかどうかというのが若干気になりますという点を申し上げたいと思います。

それと会議として仕事の見直し、事務事業の内容の見直しについて指摘をいただき、それを踏まえて各省が見直しをした結果、純減数というものを数として出してきたということですので、それでもなお純減数それ自体の十分、不十分ということはあるとしても、引き続き仕事の見直しということで指摘事項を個々にいただいています。

以上との関係で、一部だけ出てきた純減数ないし削減数を足し上げてということが、事後的にどういう意味になるかというのがやや難しい点もあるような感じがいたします。その点も含めて御議論いただければ幸いです。

委員 私が言いたかった趣旨は、報告として、この基本的な形で取りまとめることについては、結構だと思います。

ただ、座長がこれから記者会見等に臨まれるに当たって、基本的に国民が一番関心を持っていることに対して、数字がはっきりしないようだとよくないわけですし、そういう意味では、たとえ単純計算であっても、今日お示しいただいておいた方がいいのではないかとということです。

つまり、ここから一步出たらそういうことを聞かれるかもわからないし、そういうことも懸念しているわけですし、最終取りまとめに数字を盛り込むかどうかということについて、私は余りこだわっておりません。

座長 委員のおっしゃるとおりなんです。今までずっと奥歯に物の挟まったような言い方しかできていないというところがありまして、最終取りまとめということになると、恐らくその辺のところが出てくるんだろうかと思っています。

事務局 有識者会議として御議論し、そして各省からの数字について、15事項、対象定員何人、各省から出してきたものを単純積み上げて幾らと。これは別途政府サイドで更に精査する必要があるけれどもという注釈付きでおっしゃっていただくということで、よろしいのではないのでしょうか。

座長 よろしいですか。

委員 はい。

事務局 では、官庁営繕関係と国土地理院関係です。

官庁営繕関係は「政府部門内の間接的な行政部門であることを踏まえ、引き続き合理化・効率化に努めるべきである」といたしました。

委員 参考5として「行政改革推進事務局から関係各省に対して示した具体的な検討の方向性」というのがあって、資料の37ページですけれども、ここで述べてあることを別の表現で工夫した方がいいのではないかと思います。

つまり、我々としては、施設管理者が当然建物の保全を図るべきだという基本的な考え方を持っているということが第一だと思います。だから、我々が求めたのは、単に引き続き合理化・効率化を求めるといっても、施設管理者が一義的に業務を行わなければいかぬというのが官庁営繕だという考え方をいっているの、この趣旨を とかにして、 に引き続き合理化努力に努めるべきだということを書く方がいいと思います。

委員 先ほどの案では余りはっきりしないですね。

委員 よく分からないですね。

委員 だから、びしゃっと言えば、やはり国の建築物の保全に関わる業務は、施設管理者が実施すべきことであると。さっきの表現でいけば「べきである」と考える」が です。

として、今、書かれたものでいけばいかがだろうかと思います。

事務局 「一義的に施設管理者が実施すべきである」というのは、どうですか。

委員 各省が自分の建物の保全についてやると。だけれども、設計だとか、そういうことについては、一元的にやれというのが多分我々の議論だったと思います。

座長 いずれにしても、これでは分かりにくいですね。

委員 重複部門をちゃんと見直してみたいにした方がいいのではないですか。

委員 施設管理者がそれぞれでやっていることがあるけれども、営繕というのは全体を指導するんだという言い方をしていたので、そこは何かちゃんと整理していいのではないかという議論がありました。何か後で表をつくって、資料として出していただいたんですね。

座長 そうですね。

委員 この指導は、法律があるからやるという話でした。

事務局 1つは施設管理者との関係であり、また、実際にとんかちをやるのは民間会社ですから、民間との役割分担の問題がある。そこで、施設管理関係者との関係、民間との役割分担の在り方を踏まえ、引き続き合理化・効率化するということです。

委員 まだ頭の中でもやもやしているんですけども、施設管理者との役割分担、つまり各省と官庁営繕との関係ですね。

事務局 本来は施設管理者なりがとんかちをやる人と直接やればいいわけです。それを営繕部門として、国土交通省の営繕部門がどこまでやるのか、統一的にやる

必要があるのか。また、そういう業務については、そもそも民間の専門家、コントラクターは民間なんですから、それとの役割分担もあるわけです。

座長 ここのところは片付けなければいかぬですね。

事務局 これは営繕部門について言っているわけですから、「施設管理者や民間との役割分担を踏まえ、引き続き合理化・効率化に努めるべきである」としてはどうでしょうか。

座長 言いたいことは、そういうことなんです。

事務局 「施設管理者や民間との役割分担を踏まえ、引き続き合理化・効率化に努めるべきである」と。前段の文章を「施設管理者や民間との役割分担を踏まえ」に置き換えるということです。

事務局 建築物の範囲の問題がありますので冒頭「国家機関の建築物について」とやりませんと、施設管理者が何の施設の管理者か一瞬分かりづらいことになります。「国家機関の建築物について」でよいと思いますので、「国家機関の建築物について、施設管理者や民間との役割分担を踏まえ、引き続き合理化・効率化に努めるべきである」ということで、よろしいでしょうか。

座長 いいのではないですか。よろしいですね。

委員 「国家」という言葉は使うんですか。最終取りまとめの表題も「国の行政機関」だから「国の建築物」でいいのではないですか。

事務局 それでも大丈夫だと思います。

事務局 では「国の建築物」にいたします。

座長 そうですね。「国家」というのもおかしいですね。

事務局 「国の建築物について、施設管理者や民間との役割分担を踏まえ、引き続き合理化・効率化に努めるべきである」ということでお願いします。

最後ですが、国土地理院関係です。「組織マネジメントの効率性向上の観点から、引き続き管理部門の合理化に努めるべきである」といたしました。これは総務部門の定員が多いという議論があったとことを踏まえて書いたものです。

国土地理院のヒアリングの際の主な議論は2点ほどありまして、1つは国土地理院の業務は測量などの実施業務、研究開発に関する業務など、必ずしも国の機関でなければ実施できない業務とは言えないものもある。測量法の改正等の企画立案業務など、業務全体の中で国として実施しなければならないものと、そうでないものを明確にした上で、後者について非公務員型の独法での実施を真剣に検討すべきという指摘です。

もう一つは、本院の定員562人に比べて、総務部の定員113人、20%は非常に大きい。内部管理業務の見直し等による総務部の定員の合理化を積極的に進めるべきであるということです。

このうち、前者は独法化の話ですので、後者の特に内部管理業務についての指摘

を念頭に置いて、今申し上げた「組織マネジメントの効率性向上の観点から、引き続き管理部門の合理化に努めるべきである」というのは、どうかということですか。

委員 「組織マネジメント」という言葉が出てきて、また「管理部門」が出てきていて意味がよく分からないから、私だったら「測量事務について原則民間委託を行うこととし、引き続き合理化・効率化に努めるべきである」とします。

座長 測量部門というのは、どのぐらいいたんですか。

委員 今でもほとんど民間委託でやっているわけなんです。それを原則民間委託とし、管理部門については引き続き合理化・効率化に努めるべきである」と考えればいいと思います。

事務局 測量は、目いっぱいアウトソーシングしそうになっているので、まだ余地があるかどうかなんです。今後の課題としての指摘事項ではなくて、純減数を出すための措置内容の方にかなりこの要素が入っているので、それをもう一回書いてしまうと、余地がどれだけあるかはちょっと心配しておかないといけないと思います。

委員 実際の測量関係の実施は、ほとんど民間にいつてしまっているんですね。

事務局 測量事務そのものについては、現状で既に原則民間委託という方針の下で、90数%やっているということです。確かに一部残っている部分はありますが、自分たちのノウハウを維持しなければいけない面もゼロではありませんし、危ない部分もあるということなので、委託率について基本的に何かこれ以上の方針を具体化することは難しいのではないかと思います。

委員 もう民間委託というものを求める場所がないということですね。

委員 確かにここは管理部門が多いですね。

委員 この11ページだと、内部管理部門というのは180人いたのを27人減らすということですね。

委員 それにしても、パーセンテージが高いですね。

委員 27人では少ないですね。約800人いて、内部管理部門が180人ですからね。

委員 だけれども、民間委託すれば、それだけ管理者は必要ですね。それだけかどうかは分からないけれども。

委員 内部管理ですから、こういう指導調整とかをやっていると思います。

座長 やはり管理部門の合理化ということ以外には、方法がないですね。

委員 では、「引き続き管理部門の合理化に努めるべきである」ということですね。

座長 そうですね。

事務局 「観点から」を外して「引き続き管理部門の合理化・効率化に努めるべきである」ということにさせていただきます。

座長 それで指摘されたところは、全部ですか。

事務局 はい。5か所ありました。

座長 これらを変えて、取りまとめてよろしいですか。

(「はい」と声あり)

座長 では、そのようにいたします。

委員 そうすると、修正後の完成版は後でいただけるのですか。

事務局 今日はこの後記者会見があります。記者会見の場には、お手元の資料が既に配られておりますので、それをベースにして、今日こんな御議論がありましたという話を座長と事務局で紹介をさせていただきます。細かい修文については座長と事務局の方にお任せいただけますでしょうか。その上で完成版を早ければ今日、明日にでも委員の方にお配り申し上げると、そんな段取りにさせていただきたいと思えます。それでよろしいでしょうか。

座長 それでは、これで取りまとめとさせていただきます。

ありがとうございました。長らく大変御苦勞をおかけいたしました。大変なスケジュールの中でやっていただいて、どうもありがとうございました。

それでは、中馬大臣の方から一言お願いいたします。

中馬大臣 最後までこうして熱のこもった熱心な御議論を頂戴いたしまして、ようやくまとまった次第でございます。委員の皆様方には、第1回会議以来、各省庁の抵抗も強い中、精力的に御議論いただきまして、ありがとうございました。

議論の様子を事務方から聞きますと、座長から第1回のときにエキサイティングな議論という御発言もありましたが、そういうのが現実に実現できたのではないかと、個人的な印象でございますが、そう思っております。

国の行政機関の定員の純減方策につきましては、最終取りまとめですけれども、これは来月決定予定の政府方針に内容を十分に盛り込んでまいります。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

座長 どうもありがとうございました。

定員純減の問題はこれで終わりましたけれども、まだ政策金融が残っておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。

～ 以 上 ～